

4 日 獣 発 第 208 号

令 和 4 年 11 月 2 日

地方獣医師会会長各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

## 韓国の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）発生に伴う防疫対策の再徹底について

このことについて、令和4年10月23日付け4消安第3862号により農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、10月19日及び22日に韓国の家きん農場（鴨及び肉用種鶏）において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）が今秋以降初めて確認されたことをうけ、家きん飼養者に対して引き続き地域や関係団体と連携のうえ、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について指導及び助言を実施するよう、都道府県畜産主務部長あてに通知をした旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：山本、守尾

TEL 03-3475-1601

E-mail yamamoto@nichiju.or.jp